

## 第2号報告

香芝市コミュニティバス見直し廃止基準の設定及び公表  
後の乗降者数について

現在、香芝市コミュニティバスは、停留所及びルート（便）の見直し  
廃止基準を設定し、及び公表した上で、運行を継続している。以下の  
データ計測対象期間における乗降者数を報告する。

令和7年8月19日提出

香芝市地域公共交通活性化協議会  
会長 堀本 武史

データ計測の対象期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

コミュニティバスの乗降者数（令和6年6月1日から令和7年5月31日までの期間）

停留所ごとの1週間乗降者数		停留所		ルート・便ごとの乗降者数	
停留所	(人/週)	停留所	(人/週)	ルート・便	(人/便)
《複数ルート共通》		《鎌田ルート》		《白鳳台ルート》	
香芝市役所	223.40	磯壁三丁目	13.86	第1便	7.3
総合福祉センター	309.20	磯壁四丁目	8.01	第2便	11.7
万代前	175.90	磯壁六丁目	11.16	第3便	16.6
近鉄関屋駅	161.21	鎌田	15.30	第4便	7.4
近鉄下田駅	37.07	南良福寺	9.72	第5便	0.8
J R香芝駅	14.28	J R五位堂駅	15.76	《旭ヶ丘ルート》	
《旭ヶ丘ルート》		五位堂	9.64	第1便	7.2
近鉄二上駅南	25.13	良福寺	22.87	第2便	8.1
高山台	18.82	《真美ヶ丘ルート》		第3便	3.8
旭ヶ丘	10.49	すみれ野	7.67	第4便	2.9
旭ヶ丘中央b	11.58	瓦口西	30.40	《真美ヶ丘ルート》	
旭ヶ丘東	3.87	別所	9.03	第1便	6.1
旭ヶ丘中央a	4.18	別所東	1.25	第2便	12.0
《祇園荘ルート》		真美ヶ丘東	12.52	第3便	10.6
イオンビッグ香芝	26.82	真美ヶ丘東小学校	15.93	第4便	6.8
二上小学校前	12.06	香芝高校前	17.58	《鎌田ルート》	
穴虫西	15.30	真美ヶ丘西小学校前	7.71	第1便	11.5
晴美台	5.92	西真美二丁目南	8.93	第2便	13.5
田尻	2.38	下田東	2.59	第3便	9.1
田尻東	6.90	《関屋ルート》		第4便	2.5
関屋西	15.87	青葉台D公園前	109.38	《関屋ルート》	
祇園荘西	10.87	青葉台F公園前	46.85	第1便	39.5
祇園荘	7.46	関屋北	53.64	第2便	50.5
《白鳳台ルート》		下池北側	55.15	第3便	25.7
白鳳台西	17.52	あしびハイツ前	97.55	第4便	24.9
白鳳台二丁目南	16.03	旭ヶ丘西	9.80	第5便	16.4
白鳳台3号児童公園前	12.17	近鉄二上駅北	58.68	《祇園荘ルート》	
白鳳台一丁目	19.82	逢坂八丁目	48.82	第1便	6.5
下之寺	5.37	せいか幼稚園前	5.12	第2便	9.9
平野	9.18	逢坂	6.23	第3便	7.8
香芝インター	3.01	※1週間あたりの乗降者数が2人未満の停留所を 赤色マーカーで表示【基準として表示】		第4便	5.3
J R志都美駅	33.37	※1週間あたりの乗降者数が10人未満の停留所を 黄色マーカーで表示【参考に表示】		第5便	3.1
上中	10.08	※1週間…運休日(木曜日)を除く6日間		※1便あたりの乗降者数が2人未満のルート便を 赤色マーカーで表示【基準として表示】	
高	12.48			※1便あたりの乗降者数が10人未満のルート便を 黄色マーカーで表示【参考に表示】	
北今市	13.57				

真美ヶ丘ルートの別所東停留所は、即時廃止を行うのではなく本件公表資料等を用いて利用促進を図る。

白鳳台ルートの第5便は、今後実施予定である運行ルートの見直しに併せて、運用方法の変更を検討する。

(参考資料)

1 見直し廃止基準設定に関する協議会での審議内容

回数	審議内容
第 4 5 回 (令和 3 年 10 月)	(1) 運行の見直しに当たっては、運行前に見直しのルール及び基準を決めておく必要がある。 (2) 基準を満たさなければ維持できない、基準をクリアすればより便利になるように工夫をする必要がある。 (3) ホームページ等で市民の方がいつでも見えるようにしておくことが大事である。 (4) 実証運行の中で利用者に基づいた改善、廃止の判断等の目安が必要である。
第 4 6 回 (令和 4 年 2 月)	(1) 廃止基準は、計画の数値（1 週間当たりの乗降者数が 2 人未満なら廃止する。）でよい。 (2) データ計測の期間等は、事前に利用者に周知が必要である。 (3) 停留所廃止基準に関して地域内で広く周知できるように、市のホームページ及び町会長への伝達、回覧板での告知、地域内での会合での説明等によりできるだけきめ細かにコミュニケーションを図ってもらいたい。 (4) 市民が「公共交通は、乗って維持する。」「香芝市にとって公共交通が必要」といった意識を醸成するためにも、実証運行中のみだけでなく本格運行開始後も基準を継続するべきであると考えます。市が運行するバスの場合、誰も乗っていないでも維持できると誤解しがちであるが、乗らないとなくなるという危機感を市民に持ってもらうきっかけになるとよい。
第 4 7 回 (令和 4 年 7 月)	(1) 停留所の廃止だけでなく、ルート又は便の利用者数を基準に、維持又は廃止の検討をすべきである。 (2) コロナで利用者が減っている中で、決められない

	<p>ことも多いと思う。もう少しデータを集めた上で、議論を深めてはどうか。</p> <p>(3) 停留所を指標とするのは、地域単位での努力が見えてくるので、利用喚起につながる良い考え方であると考える。</p>
<p>第 5 3 回 (令和 6 年 1 月)</p>	<p>見直し廃止基準に基づく運行見直しに当たっては、地域の声にも耳を傾け、情報収集に努めてもらいたい。</p> <p>なお、停留所及びルート（便）見直し廃止基準（案）については、当協議会で承認を得た。</p>

## 2 協議会承認後の経過

日 付	取 組 内 容
<p>令和 6 年 5 月 2 1 日</p>	<p>広報かしば 5 月号及び香芝市ホームページにて、見直し廃止基準の設定に関する周知を行い、バスの積極的な利用を呼び掛けた。</p>
<p>令和 6 年 6 月 1 日以 降</p>	<p>見直し廃止基準を設定した上での運行を開始し、継続中である。</p> <p>乗降者数速報は、香芝市ホームページにて毎月更新及び公開している。</p>